

(2) 市町村企画訓練分

令和7年度青森県原子力防災訓練（東通村企画分）実施要綱

1. 目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 8：30～12：00

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格熱出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水既納を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため、施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後、高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

4. 訓練項目

（1）住民防護措置訓練

＜内容＞

住民のバスによる陸路避難及び船舶による海路避難を実施する。なお、当該訓練終了後の避難住民は、避難所開設・運営訓練（青森県企画訓練）に参加する。

＜場所＞

ア．バスによる陸路避難

・各地区一時集合場所（PAZ：白糠・老部・小田野沢、UPZ：一里小屋・石蔵平・豊栄・下田屋・上田屋）～東通村体育館

イ．船舶による海路避難

・各地区一時集合場所（大利・早掛平～大平港～東通村体育館）

＜参加機関＞

住民、公益社団法人青森県バス協会、海上自衛隊大湊地区隊、青森海上保安部、東通村

（2）安定ヨウ素剤緊急配布訓練

＜内容＞

安定ヨウ素剤緊急配布場所において、避難住民に対して、安定ヨウ素剤を緊急配布する。

＜場所＞

東通村体育館（バス配布）

＜参加機関＞

住民、東通村

(3) 社会福祉施設防護措置訓練

<内容>

村内の社会福祉施設において、屋内退避の手順を確認する。また、放射線防護対策が実施済みの施設においては、同設備の手順を確認する。

<場所> (下線は放射線防護対策が実施済みの施設)

- ・ P A Z 圏内施設

さくらの里、和あつとほ一む

- ・ U P Z 圏内施設

東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」、能舞の里、いちいの森、コーポレグルス、エフォート

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会(東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」、有限会社とんぷう(さくらの里)、合同会社介護サービス事業所和(和あつとほ一む)、社会福祉法人吉幸会(能舞の里、いちいの森)、株式会社ゆめこし(コーポレグルス)、株式会社エフォート(エフォート)、東通村

(4) 避難行動要支援者搬送訓練

<内容>

避難により健康リスクが高まる避難行動要支援者(模擬)を対象として、原子力災害避難用福祉車両にて、屋内退避施設への搬送訓練を実施する。なお、当該訓練終了後の避難行動要支援者は、傷病者搬送訓練(青森県企画訓練)における傷病者として参加する。

<場所>

老部地区放射線防護対策施設

<参加機関>

東通村

(5) 情報伝達訓練

<内容>

防災行政用無線、エリアメール、I P 告知端末、村公式 L I N E 等を用いて住民等に対する情報伝達を実施する。また、住民防護措置訓練に合わせて、車両による巡回広報を実施する。

<場所>

東通村内

<参加機関>

東通消防署、東通村消防団、東通村

(6) 関係機関への情報伝達訓練

<内容>

村内関係機関に対して、T E L 及び F A X 等を用いて情報伝達を実施する。

<場所>

東通村内

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会（東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」）、あらまき歯科医院、社会福祉法人東通村社会福祉協議会（東通村あしすと介護サービス事業所）、合同会社介護サービス事業所和（和あつとほ一む）、有限会社とんぷう（さくらの里）、社会福祉法人吉幸会（能舞の里、いちいの森）、株式会社ゆめこし（コーポレグルス）、株式会社エフオー（エフオー）、社会福祉法人清隆厚生会（こども園ひがしどおり）、東通小学校、東通中学校、東通村商工会、東通商工事業協同組合、東通村森林組合、白糠漁業協同組合、小田野沢漁業協同組合、猿ヶ森漁業協同組合、尻屋漁業協同組合、尻労漁業協同組合、岩屋漁業協同組合、野牛漁業協同組合、石持漁業協同組合、老部川内水面漁業協同組合、東通村

(7) 映像伝達訓練

<内容>

東通村体育館において、避難行動要支援者搬送等の応急対策活動の実施状況を映像により確認する。

<場所>

東通村体育館、老部地区放射線防護対策施設、大湊港

<参加機関>

東通村

以上

令和7年度原子力防災訓練実施要綱（むつ市）

1. 目的

東北電力株式会社東通原子力発電所において、地震・津波の影響による原子力災害が発生した場合を想定し、防災体制の確立および防災関係機関等の緊急時対応能力の向上を図ることを目的として実施する。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木）8：30～15：00

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生。これにより外部電源を喪失し、原子炉が自動停止。給水機能の喪失により「警戒事態」となった。

その後、海水取水ポンプの故障による原子炉除熱機能の喪失により「施設敷地緊急事態」となり、さらに原子炉注水機能の喪失および炉心損傷の発生により「全面緊急事態」へ移行。

高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴いベントを実施した結果、放射性物質が放出され、発電所周辺地域へ影響を及ぼす状況となった。

4. 訓練項目

（1）一時集合場所開設・運営訓練

○内 容：大湊港（真砂岸壁）周辺を一時集合場所として開設し、避難してきた住民の受付から安定ヨウ素素材の配布の訓練を行う。

○時 間：令和7年11月13日（木）8：30～9：00

○場 所：むつ市総合アリーナ南側駐車場

○参加機関：むつ市、地域住民、青森大学むつキャンパス生

（2）学校施設防護措置訓練

○内 容：放射線防護対策を施した学校施設において、放射線防護設備の稼働訓練を行う。

○時 間：令和7年11月13日（木）11：00～11：30

○場 所：むつ市立奥内小学校

○参加機関：むつ市、奥内小学校

（3）原子力事業者からの情報収集訓練

○内 容：市外に立地する原子力発電所の事象に起因し、市内において環境放射線量の上昇が確認されたとの想定のもと、市内の原子力事業者から施設の安全確認状況等に関する情報を収集し、情報収集体制および対応手順を確認・検証する訓練を実施する。

○時 間：令和7年11月13日（木）14：00～15：00

○場 所：むつ市役所

○参加機関：むつ市、リサイクル燃料貯蔵株式会社

令和7年度青森県原子力防災訓練（六ヶ所村分）実施要領

1. 訓練目的

国、県、市町村、原子力事業者等の関係機関と原子力災害時における初動対応、避難等の防護措置の対策を迅速、的確かつ総合的に行うことで、関係機関における緊急時対応能力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 対象施設

東北電力株式会社 東通原子力発電所

3. 実施日

令和7年11月13日（木）08：30～12：00

4. 訓練想定

自然災害と原子力災害との複合災害が発生し、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態、放射性物質の放出と事態の進展を想定する。

5. 訓練項目

（1）災害対策本部開設・運営訓練

内 容：地震と原子力発電所での複合災害を想定し、村が設置する災害対策本部の設置・運営訓練を行う。

（2）避難所開設・運営訓練

内 容：東通村体育館を広域避難先と想定し、避難所開設、避難所運営、民向け講習会等を実施する。

（3）通信連絡訓練

内 容：東北電力(株)東通原子力発電所で事故が発生したことを想定した村内関係機関との通信連絡を実施する。

（4）社会福祉施設防護措置訓練

内 容：放射線防護対策施設を実施した社会福祉施設において、放射線防護設備の稼働訓練を行う。

（5）放射線防護対策施設防護措置訓練

内 容：避難によりかえって健康リスクが高まる在宅の要配慮者を屋内退避させるために整備した放射線防護対策設備の起動訓練を行う。

(6) 住民広報訓練

内 容：災害時を想定し、アプリ等を活用し、住民へ広報訓練を行う。

6. 参集範囲

5. の訓練項目を踏まえ、六ヶ所村地域防災計画等に基づき決定する。

7. 訓練中止の判断基準

別途定める。

令和7年度横浜町原子力防災訓練実施要綱

1. 目的

東北電力（株）東通原子力発電所において、地震の影響による原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木）8時30分～13時00分

3. 訓練実施場所

横浜町役場、横浜町教育委員会、菜の花にこにこセンター、横浜消防署、児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）、横浜あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校、横浜町社会福祉協議会、高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘、小規模多機能型居宅介護事務所いしき）、東通村体育館（住民防護措置訓練）

4. 訓練参加機関

青森県、各市町村（横浜町含む）、横浜町教育委員会、横浜消防署、児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）、横浜あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校、横浜町社会福祉協議会、高齢者福祉施設（特別養護老人ホームなのはな苑、グループホームみほの、有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘、小規模多機能型居宅介護事務所いしき）

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機が復旧、高圧炉心スプレイ系ポンプの再起動が成功、損傷炉心冷却が成功した。

4. 訓練項目

（1）原子力災害警戒・対策本部運営訓練（時間：8時30分～11時30分）

訓練想定に沿った事態発生に応じ、災害対策本部を設置し、避難計画に基づく応急対策を実施する。

（2）電話による通信連絡訓練（時間：8時30分～11時30分）

避難計画に基づき、発電所の事故進展に応じて、町内の児童福祉施設、教育施設、社会福祉施設等を対象とした通信連絡訓練を行う。各施設の職員は、災害対策本部運営訓練と連動して防護対策の確認及び緊急時対応を図る。

(3) 公共施設防護措置訓練（時間：8時30分～11時30分）

訓練想定に沿った発電所の事故進展に応じて「施設敷地緊急事態」から放射線防護対策施設の稼働を開始する。陽圧化装置の作動マニュアル、資機材等の所在を確認し、緊急時に使用する装置、資機材の使い方の把握・確認を行う。

(4) 住民防護措置訓練（時間：9時00分～13時00分）

東通村体育館を避難所として、各市町村職員及び、県職員と連携し避難所の開設及び運営訓練を行う。

令和7年度野辺地町原子力防災訓練実施要綱

1. 目的

東北電力株式会社東通原子力発電所において原子力災害が発生した場合に備え、目ノ越地区の一時集合場所における防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図ることを目的とする。

2. 実施日時

令和7年11月13日（木） 9：30～

3. 訓練実施場所

野辺地町目ノ越地区、目ノ越地区農産物加工等施設（以下「一時集合場所」という。）、野辺地町中央公民館、野辺地町運動公園

4. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格電気出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止により給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、空間放射線率計においてOIL2（空間放射線線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に、国から一時移転指示が発令された。その状況下で、目ノ越地区住民が一時移転する。

5. 訓練実施項目

(1) 住民広報訓練

- 原子力発電所から30km圏内の目ノ越地区に防災行政無線による敷地緊急事態発生に伴う「屋内退避準備要請」・全面緊急事態発生に伴う「屋内退避指示」・OIL2の基準超過に伴う「一時移転指示」放送を実施する。

(2) 一時集合場所開設・運営訓練

- 目ノ越地区住民に一時移転の指示後、一時集合場所を開設する。
- 避難者車両を敷地内で誘導する。
- 避難者の受付・問診を行う。
- 避難者に安定ヨウ素剤簡易問診票兼受領書を配布し記入させ、簡易問診票の記載内容確認後、安定ヨウ素剤を配布し、服用させる。

(3) 避難行動要支援者搬送訓練

- 福祉車両で避難行動要支援者を救助し、一時集合場所で受付後、避難所（野辺地町中央公民館）まで搬送する。

(4) 避難退域時検査・簡易除染訓練

- 県により、野辺地町運動公園に避難退域時検査・簡易除染場所を開設することが決定したため、町の避難退域時検査要員を派遣し、避難車両に対し通過済証の交付を行う。
- 目ノ越地区住民をバスで野辺地町運動公園に移送し、避難退域時検査及び簡易除染を行う。

(5) 住民防護措置訓練

- ・ 東通村体育館を避難所として、関係市町村職員及び県職員と連携し、避難所の開設及び運営訓練を実施する。

(6) オフサイトセンター参集・立上訓練

- ・ 東通オフサイトセンターの陽圧化実施後を想定し、専用出入り口からの入場確認及び、各機能班の設置前活動内容の確認を行う。

6. 参加機関

青森県、各電力事業者、特定非営利活動法人青森県防災士会、関係市町村